

第 3 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (月)

午前 1 0 時から

場 所 第 2 委 員 会 室

付議事項

1 陳情書（市議会のおが党の活動への不当な介入をやめ直ちに是正措置を取られるよう要請します）について・・・資料 1

2 都市計画審議会委員の選出確認について

議員氏名（五十音順）	所属する常任委員会 （一般会計予算決算常任委員会を除く）
恒松 恵子 議員	産業建設常任委員会
中村 博行 議員	産業建設常任委員会
前田 浩司 議員	民生福祉常任委員会
宮本 政志 議員	産業建設常任委員会
森山 喜久 議員	総務文教常任委員会

上記の 5 名の都市計画審議会委員としての任期は、令和 6 年 1 月 1 日から 2 年間となる予定である。

3 その他

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

2023年10月25日

日本共産党山口県北南地区委員会

委員長

三藤 善智子
宇部市南浜町2丁目4-2

市議会のわが党の活動への不当な介入をやめ

直ちに是正措置を取られるよう要請します



市民のための議会改革推進に敬意を表します。

さて、さる10月20日に開催された議会運営委員会において、わが党の中島、山田両議員が委員外議員として出席要請され、委員長からの様々なわが党の政治活動に関して注意勧告がされ、それに対してわが党2名の議員が全て了承するかのような約束を半ば強要されました。

この議運の議論の背景には「日本共産党議員団をぶっ潰す」と主張する、ある政治団体の代表者が市議会に提出した陳情書が根拠となっています。

本来、市議会は議会外の議員や政党の政治活動に関して、何ら介入し指図する権利はありません。唯一あるとすれば、市議会の政治倫理条例なるものが不当に拡大解釈され、議員の職権を悪用して権益を得ることを厳しく戒める「政治的倫理（モラル）」だけでなく、議員の単なる「日常的なモラル」にまでその条例が及ぶかのような対応が繰り返され、政治倫理審査会の設置請求が繰り返し行われる異常事態となっています。

このような状況が繰り返されるなら、市議会議員自身の議員活動を大きく萎縮させ、自由闊達な議会活動を阻害するだけでなく、市議会自身も市民からの大きな不審をかう結果となってしまいます。党派を超えて議会が一致団結して市執行部と対峙する、議会改革の精神はどこに行ってしまったのでしょうか。

- (1) 10月20日に行われた議会運営委員会は、2名の共産党議員を委員外議員として出席要請しましたが、山陽小野田市議会会議規則第116条にあるように委員外議員に対して「説明又は意見を聞く」という運営ではなく、委員長が裁判官のように被告に対して尋問や和解勧告を出し、最初から回答を引き出すかのような対応は不当と言わざるを得ません。党議員団としてはこの日の2名の議員の発言及び約束は全て撤回することを表明しましたので是正措置を取って頂きたい。

- (2) 議会外の議員や政党の政治活動に対して市議会は介入すべきではありません。それが市民から出された陳情書を根拠としていても、政党機関紙の勧誘にしろ、あるいは街頭演説カ所の問題でも当事者間で問題解決するのが筋であり、そのことに関して市議会の関与は「議会外の政党の政治活動に対する不当な介入」と言わざるを得ないものです。そのことに関して議会運営委員会でどのような約束をしようが、それは権限外の越権行為であり、無効と言わざるを得ません。
- (3) 本来、議会外の議員や政党の政治活動に介入を求めるような陳情書そのものを市議会は受理すべきではありません。特定の政党や議員を「ぶっ潰す」と主張する特定の意見の持ち主であり、このような人物の主張に市議会が市民権を与えてはならないのではありませんか。

以上

山陽小野田市議会 議会運営委員会

委員長 大井淳一朗様

2023年10月24日

山陽小野田市議会日本共産党市議会議員団

団長 中島好人

議員 山田伸幸

議会運営委員会での議論の不当性と発言撤回の申し入れ

市議会の議会運営に日夜努力されていることに敬意を表します。

さて10月20日の議会運営委員会における議論は、政党の政治活動に関する一連の議論そのものが無効であり、我々2名の全ての発言の撤回を申し入れるものです。

発言撤回の理由について

本来、市議会は議員の議会外の活動よもや政党の政治活動に関して制限、関与ができるわけではなく、そのような政治活動を制限するかのような議会内での行き過ぎた議論及び約束事は政党の政治活動への不当な介入・制限であり無効だからです。

今回、ある市民から提出された陳情も「共産党をぶっ潰す」と主張する政治団体の代表者が提出したものであり、本来、市議会に関与できない政党の政治活動への介入を市議会に要求する内容となっており、この陳情書そのものが受け取られるべきものではなかったのです。

- ①当日、われわれは委員外議員として発言を求められましたが、その実際は委員長からの発言により、われわれが約束をさせられたものであったこと。
- ②庁舎管理規則の問題は、すでに当事者である市執行側と協議が整い必要な処置が講じられていたこと。購読勧誘のあり方については政党の政治活動に関わることであり議会からの介入はできない問題であること。
- ③政治活動として行っている街頭演説に関する公有地使用についても、あくまで当事者である教育委員会との当事者間で解決されるべきであり、議会が不当に関与すべきことではないため。
- ④議員団ニュース「明るいまち」の記事内容について、内容に不適切で是正を求めたいとされたが、明らかに議会による共産党に対する政治活動への介入であること。もし仮に不適切な記事があった場合には、当事者より申し出を受け必要な措置を講じるものであることを申し添えます。

以上